各　　位

2013年3月30日

東京都江東区豊洲五丁目６番５２号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 社長執行役員　湧田　節夫
［コード番号９８３２　東証・大証第一部］
問い合わせ先
上席執行役員　経営企画担当　平田　功
TEL　０３－６２１９－８７８７

和解による損害賠償請求訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、AUTOBACS STRAUSS INC.、1945 Route 23 Associates, Inc.及びR&S Parts and Service, Inc.（以下併せて「原告ら」といいます。）から米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦地方裁判所に提訴された損害賠償請求訴訟において、2013年3月29日（米国東部時間)、原告らとの間で和解契約を締結しましたので、お知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

2009年12月12日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」及び2009年12月19日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、原告らは、2009年12月11日付で米国デラウェア連邦倒産裁判所に、同月17日付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所に、それぞれ当社に対する訴訟（以下併せて「本訴訟」といいます。）を提起しました。

当社は、これまで本訴訟への対応を進めてまいりましたが、今後も訴訟を継続した場合の費用等の諸要素を総合的に勘案した結果、原告らと和解することに合意しました。

２．和解の内容

和解の主たる内容は以下のとおりです。

(1)　当社は、原告らに対し、8.5百万米ドルを支払います。

(2)　AUTOBACS STRAUSS INC.の米国デラウェア連邦倒産裁判所に係属中の倒産手続における当社の届出債権は、全額が認められないものとして扱われます。

なお、本和解につきましては、今後、裁判所による承認が必要となります。

３．今後の見通し

本和解に基づく現金支払等が、2013年3月期および2014年3月期の連結業績に与える影響は、現時点では軽微と考えております。

以　上